

平成24年度 第1回記者会見 報告書

- 日 時：平成24年4月27日（金）10：30～11：30
- 場 所：東京倶楽部ビル14階 14-A会議室
日本弁理士会東海支部室会議室（TV会議システムにて放映）
日本弁理士会近畿支部室会議室（TV会議システムにて放映）
- テーマ：平成24年度日本弁理士会活動方針について
パイオニア発明における日米欧での審査・権利範囲の違い
- 出席者：日本弁理士会（10名）

会 長	奥山 尚一（スピーカー）
副 会 長	関 昌充
バイオライフサイエンス委員会	大平 和幸（スピーカー）
広報センター センター長	福田 伸一（司会）
広報センター 副センター長	井澤 幹
広報センター 運営委員	網野 誠彦
広報センター 運営委員	金 垠憲（議事録）
広報センター 運営委員	鈴木ひとみ
広報センター 運営委員	高橋 寛明
広報センター 運営委員	瀧川 彰人

■議 事：

1. 開会挨拶（福田センター長）

2. 平成24年度日本弁理士会活動方針（奥山会長）

（1）改革を加速させる。

国内外の情勢変化に対応すべく、昨年度の基本方針5項目に挙げた改革をさらに加速していく。

- ・現在、意匠法と商標法の改正について議論が行われているので、当会は魅力的な知的財産制度の構築に向けて積極的に発言・働きかけを行う。
- ・日本版アミカス・ブリーフ制度の実現に向けて努力する。
- ・中小企業支援の範囲を拡大する。東日本大震災の復興支援にも積極的に取り組んでいく。
- ・平成26年度の通常国会に弁理士法の改正を盛り込んでいただくべく、現在、知的財産研究所にて調査研究が行われており、「中央知的財産研究所」においても研究部会を立ち上げ、調査研究を行っている。
- ・多くの外部団体との連携強化を図る。現在着実に成果がでていく。
- ・会員のビジネスに役立つような当会資金の運用方法を模索する。
- ・ビジネスサポートセンターについて、開設に向けてさらに検討を進める。
- ・義務研修制度を着実に実施する。
- ・全国に設置した9つの支部を中心としてより活発に活動していく。

(2) 委員会・附属機関の検討結果を年度半ばまでに出し、実行する。

検討の結果は発信・実行して意味をなすを念頭に、検討結果を対外的な発信していくのか、対内的なものとして利用するのかを検討し、実行する。

(3) 日本弁理士会の使命を改めて考える。

日本弁理士会は誰に対して奉仕すべき団体なのかを考える。



3. パイオニア発明における日米欧での審査・権利範囲の違い (大平会員)

(1) i P S細胞の特許取得状況と権利範囲の比較

- ・日本：5件の出願中、3件が特許登録され、2件は不服審判に継続中である。全て製造方法で特許が成立している。
- ・米国：3件の特許登録されている。日本では3又は4種類の遺伝子そのものについてしか特許が認められていないのに対して、米国では相同性のある遺伝子(ファミリー遺伝子)についても特許が認められている。米国では広い概念で発明を捉えており、日本より広い権利が成立している。
- ・欧州：昨年1件が特許登録されている。ファミリー遺伝子に加えて、遺伝子産物についても権利が成立しており、日・米・欧の中では権利範囲が最も広い。

(2) 最初の拒絶理由の比較

- ・日本：ヒトではコロニーが全く得られなかったが、普通の細胞からi P S細胞を作成できたことを証明した。
- ・欧州：形式的な拒絶理由が多かった。
- ・米国：欧州とは異なる先行文献を引用した詳細な拒絶理由通知を受けた。

(3) 日米欧で審査・権利範囲が違う理由

- ・欧州では、パイオニア発明はより広い権利範囲を付与するとの規定がある。今回はそれが適用され、広い権利範囲となったと考えられる。
- ・サポート要件の違いがある。
- ・審査官のレベルの違いがある

(4) まとめ

- ・i P S細胞関連特許の権利範囲は欧州がもっとも広く、次いで米国、そして日本が一番狭い。
- ・(スピーカーの私見)日本が今後、世界のフロントランナーとなっていくためには、パイオニア発明を適切に保護する必要があると考える。

- ・（スピーカーの私見）欧州のような、パイオニア発明に対して権利範囲をより広く認める仕組みも検討の余地があると思う。



4. 質疑応答（代表的なもののみを掲載）

- (1) 米国では所有していることが示せばよいので、米国でも実質的には遺伝子産物（欧州の権利範囲）まで権利範囲を拡大するのが可能だったのか？
→ サポート要件だけでみれば可能性はあったと思う。しかし、米国では、審査過程で欧州では引用されていない先行文献（ES細胞の件）が考慮され、権利範囲が定められた。
- (2) 日米欧での権利範囲の差異は、医療技術の開発にどのような影響を及ぼすのか？
→ 特許権者は、欧州では比較的自由に開発ができ、米国がその次。日本に至っては、開発活動の自由度が比較的低くなる。例えば日本において他社が周辺技術の特許を取得した場合、開発活動に制約を受ける可能性もある。
- (3) 欧州で遺伝子産物まで認められたというが、出願時の明細書に遺伝子産物は記載されていなかったのか？
→ 実施例には記載されていなかった。
- (4) 製造方法と因子の権利範囲のどちらが広いのか？
→（スピーカーの私見）因子のほうが広いと思う。
- (5) 再生医療の最先端の分野では特許はあまり意味がないのでは？
→ 市場における先行者利益を得るため特許は重要であるといえる。一方、進歩が速い分野であるが故のリスク（より優れた技術の登場）があることも事実である。

5. 閉会挨拶（福田伸一）

以上